

ノートPC等情報機器賃貸借 仕様書(ハードウェア)

ハードウェアの仕様

項番	機器種別	項目	詳細	数量	単位		
1	主要機器	機器種別	クライアント端末	20	台		
		用途	情報処理室用ノートPC				
		タイプ	ノート型				
		OS	Windows 11 Professional 64bit 正規版				
		CPU	Core i3-1215U 以上				
		液晶	15.6型HD 以上				
		RAM	8GB(拡張可能なこと) 以上(障害時はパソコン本体メーカーが保証するもの)				
		SSD	暗号化機能付フラッシュメモリアドレス(DRAM-less SSD/PCIe NVMe)512GB				
		光学ドライブ	内蔵スーパーマルチ				
		I/Oインターフェース	RGBポート×1・内蔵HDMI端子×1・内蔵マイクイン端子×1・φ3.5mmステレオ・ミニジャック×1				
		LAN	1000BASE-T/100BASE-T/10BASE-T対応LANポート(Wake On LAN対応)				
		USBポート	USB(Type-A):USB3.2(Gen1)×3、USB(Type-C):USB3.2(Gen2)(DisplayPort Alternate Mode対応)×1				
		オーディオ	内蔵ステレオスピーカー搭載				
		Webカメラ	有効画素数約92万画素、Windows Hello対応、プライバシーカメラシャッター機能搭載				
		ワイヤレスLAN	内蔵ワイヤレスLAN(802.11a/b/g/n/ac/ax対応)+Bluetooth V5.1対応				
		バッテリー	リチウムイオン(駆動時間約10時間以上)				
		BIOS	BIOSパスワード標準装備				
		入力装置	日本語キーボード(キーピッチ約19mm、キーストローク約2.7mm、86キー、JIS配列準拠)、マウス(光学式)				
		質量	約2.1kg以下				
	付属機器	リカバリデータディスク	OS再セットアップ用	1	枚		
ワイヤレスLANディスプレイアダプタ		Miracastに対応したもの LDT-MRC03同等品以上	6	本			
セキュリティアイヤーロック		ノートPC本体に対応するもの。鍵は全て統一対応	20	本			
その他	環境対応	グリーン購入法、J-Mossグリーンマーク、RoHS指令に適合した製品であることかつVOC(揮発性有機化合物)ガイドラインの基準、PCグリーンラベル制度の審査基準を満たした製品であること	20	式			
	節電対応	ピークシフト機能搭載					
	保守サポート	PC本体は5年間引取修理または当日訪問修理					
2	主要機器	機器種別	無線LANアクセスポイント	12	台		
		タイプ	HPE(ARUBA) Aruba AP-515				
		規格	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax対応				
		機能	2.4GHz帯及び5GHz帯を同時利用できる機能を有すること				
		重さ	810g以下				
		管理	コントローラ機能をアクセスポイント内に内蔵し、アクセスポイント間で自動で連携できる集中制御機能を有すること				
		設置用マウントキット	専用マウントキット			12	式
		ACアダプター	専用ACアダプター			2	本
		PoEインジェクタ	HPE(ARUBA) R6P67A			1	台
		PoEスイッチ	8ポート HPE Aruba R8N89A ※本体と同一メーカーであること			2	台
	保守サポート	アクセスポイント本体は5年間引取修理	12	式			
3	主要機器	機器種別	タップハブ	5	台		
		タイプ	アライドテレシス CentreCOM GS908S-TP V2 同等品以上→他の製品でも可能				
		ポート	8ポート以上、10/100/1000BASE-T (RJ45 コネクタ)				
		環境対応	RoHS指令に適合した製品であること				

(その他仕様)

- ・ハンドメイドPCは不可とする。(中古品不可)
- ・PCは全て同一機種とする。(複数メーカーの混在は不可)
- ・PCは全て最新モデルとする。
- ・正常な管理のもと、メーカー保証期間内に生じた故障及び発見された瑕疵については、無償修理又は取替をすること。
- ・リース期間中に故障・動作不良などが生じた場合は、修理又は交換が日本国内において速やかに行えること。
- ・賃貸借契約機器に関しては、以下保守サポート対応可能機種であること。(保守サポートの延長が必要な物については下記にかかる費用も本契約に含む)

保証期間	保証期間に指定がない機器はメーカー標準保証期間とする。
保守対象日	月曜日から金曜日(ただし、祝日及び12/29 - 1/3を除く)
保守時間帯	9:00 ~ 17:00
保守内容	製品の不具合、故障などに対する修理
- ・上記機器明細については、事前に確認するため浜松市立看護専門学校に機器構成を提出し承認を得ること(契約締結後)
- ・リース期間満了後、機器を撤去する場合には、機器に保存されているすべての情報をその内容が絶対に復元できないように消去するとともに、消去の完了に関する証明書を提出すること。また返却した機器はシールなど委託者の情報を残した状態で譲渡・転売をしないこと。
- ・納期 令和6年12月31日(火)浜松市立看護専門学校の指定する場所

(保守業務)

- 保守業務は、本システムの適正な稼動を維持するために以下の業務を行うこと。
- 保守業務の対象は、受託者が導入したハードウェア・ソフトウェア・ネットワークとする。
- 保守業務の期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。
- 保守業務の実施対象日は月曜日から金曜日(ただし、祝日及び12/28～1/3を除く)。時間帯は9:00～17:00とする。
ただし上記①以外で、障害等の緊急を要する場合には、委託者と受託者とが協議し対応するものとする。
- 保守業務の対象について、リース期間、ハードウェア全体構成、ルータ配下の校内ネットワーク構成、各ハードウェアの設置場所・設定内容、パソコンのソフトウェア構成及び設定内容等について、成果物を参考に構成管理簿に変更内容を追加し、その更新と変更履歴の管理を行うこと。
委託者の指示があった場合、最新の状態をいつでも報告できるようにしておくこと。
- 委託者が追加導入するソフトウェアの使用のため、或いは、重度なセキュリティ障害の回避のため、OSのサービスパックやブラウザ等の新たなバージョンの適用等が必要な場合は、委託者へ情報提供を行い、委託者の承認を得て作業を実施すること。また、作業終了後に作業完了報告を行うこと。
- 委託者がソフトウェアやドライバの導入が必要になった場合は、委託者の指示に基づき、委託者の承認を得て作業を実施すること。
また、作業終了後に作業完了報告を行うこと。
- 受託者のメールアドレス宛に届くよう設定された、ウイルス検出メールのチェックを毎日行うこと。
- 導入機器等についての操作説明を1回以上行うこと。
- 委託者の必要に応じて機器等の運用マニュアルを作成し、書面にて提出すること。
- 本業務の対象となる機器及びソフトウェアの利用について、メールや電話で、現地での技術支援を委託者が求めた場合、直接現地に向向いて対応すること。
- 年間2回のペースで定期点検を行うこと。内容については以下の通りとする。
 - ア. 教室のパソコンの点検
 - 電源のON/OFF、マウス・キーボードの動作確認
 - OSの起動確認、復元ソフトが機能しているかの確認
 - Windows Updateの適用
 - ウイルス対策ソフトパターンファイル更新の確認
 - モニターの清掃
 - イ. ネットワーク機器の点検
 - 無線アクセスポイント、タップハブの状態確認
(エラーランプ、リンクランプの確認)
- 定期保守時に点検項目から確認された障害や要望等については、フォロー対応を行うこと。
- 障害対応については以下の通り行うこと。
 - ハードウェア、ソフトウェア、ルータ配下の校内ネットワークの障害(コンピュータウイルスによる障害やOS・ブラウザのセキュリティによる障害を含む)について一元的な障害対応を確立し対応すること。
なお、障害への対応にかかる訪問料、技術料及び診断料等の費用は、本契約の中に含まれるものとする。
 - 専用の障害対応窓口、業務の実施時間内において、電話、FAX、Eメール等に対し随時対応すること。
 - 電話等による対応で障害が解決できない状況で委託者の判断で緊急を要する場合に発生連絡から原則2時間以内に現場に急行し、速やかに障害の切り分けとともに早急に現状復帰ができるよう対策を講ずること。
 - 受託者へのメール通知等でウイルスが検出された場合、委託者に速やかに対応方法を案内し、結果を確認し、再発防止に努めること。
 - クライアントのソフトウェアに不具合があり、サーバが動作停止するなど業務に支障をきたすおそれがある場合、ソフトウェア製造元などから提供された情報や更新データを使用し対応を行うこと。
 - 障害の切り分けにあたっては、他の保守業者やネットワーク業者などの校内ネットワークシステムに関する他の業者と十分に連携を図り対応すること。
 - その他詳細については、別途打ち合わせの上、決定する。
- 保守業務を行うにあたり、必要な資格は以下の通りとする。機器構成と一緒に資格の証明を提出すること。
 - 本業務に対する専用窓口を設け、問い合わせ窓口を一本化すること。
- 成果物は以下の通りとする。
 - データ消去証明書
 - 障害体制図を含む業務体制図と連絡先
 - 資格者情報と資格証明書の写し
 - 定期保守の一回毎の結果報告書
 - 障害対応に関する障害発生報告書・対応報告書

ノートPC等情報機器賃貸借 仕様書(ソフトウェア)

ソフトウェアの仕様

項番	ソフトウェア名		要否	数量	備考
1	Windows Server 2022 GAL	ライセンス	○	20	新規PC全台
		インストール媒体	×		
2	Win11 Pro アップグレード	ライセンス	○	1	OEMライセンス再イメージング権
		インストール媒体	×		
3	Office Standard 2021 (アカデミック版)	ライセンス	○	20	新規PC全台
		インストール媒体	×		
4	PowerDVD 22 Pro	ライセンス	○	20	新規PC全台
		インストール媒体	×		
5	瞬快 Ver.13	ライセンス	○	20	新規PC全台
		インストール媒体	○	1	
6	i-FILTER Ver.10 5年間ライセンス(アカデミック版)	ライセンス	○	20	新規PC全台
		インストール媒体	×		
7	TRSL Trend Micro Client/Server Suite Premium 5年間ライセンス(アカデミック版)	ライセンス	○	20	新規PC全台
		インストール媒体	×		

(別記)

- ・賃貸借契約ソフトウェアに関しては、以下保守サポート対応可能であること。
サポート期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- ・PCは全て最新モデルとする。
- ・賃貸借ソフトウェアについて、契約期間中に盗難等の事故があった場合には、盗難保険等により速やかに対応できるよう措置を講ずること。また、看護専門学校指定する場所への納品日から契約開始日の間に起こる盗難等の事故に対応できるよう必要な策を講ずること。